

赤穂市認定地域クラブ活動 指導者人材バンク登録者募集要項

令和8年10月

赤穂市教育委員会

1 目的

赤穂市の認定地域クラブ活動（以下「クラブ活動」という。）において、スポーツや文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる担い手（以下「指導者」という。）を確保することにより、クラブ活動の継続及び推進を図るため、指導者を登録する赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置し、その登録者を募集します。

2 人材バンクの概要

クラブ活動では指導者の確保が大きな課題となっているため、人材バンクの登録者とクラブ活動とのマッチングを行います。

登録者には指導ができる種目・活動や指導可能時間などを登録していただき、クラブ活動へ情報提供します。

3 登録要件

次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上であること。（ただし、中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学していないこと。）
- (2) スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲を有し、市内のクラブ活動での指導が可能であること。
- (3) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。（※注1）
- (4) 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適格と認められる事由のないこと。
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に該当しないこと。（※注2）
- (6) 年間1回以上、市、県、その他団体が主催する指導者研修を受講し、安全管理、ハラスメント防止、救急救命等に関する知識や理解を深めること。

4 指導者の業務内容

指導者の業務は、所属するクラブ活動団体との間で決められますが、主に次のような業務を行うことが想定されます。

- (1) 技術的指導
- (2) 練習方法の助言やアドバイス
- (3) 大会・練習試合等への引率及び指導
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 事故防止のための安全管理
- (7) 事故が発生した場合の現場対応
- (8) 研修会等への参加

5 指導者への報酬

指導者への報酬の支給は、各クラブ活動団体において定められた規定等に従ってください。

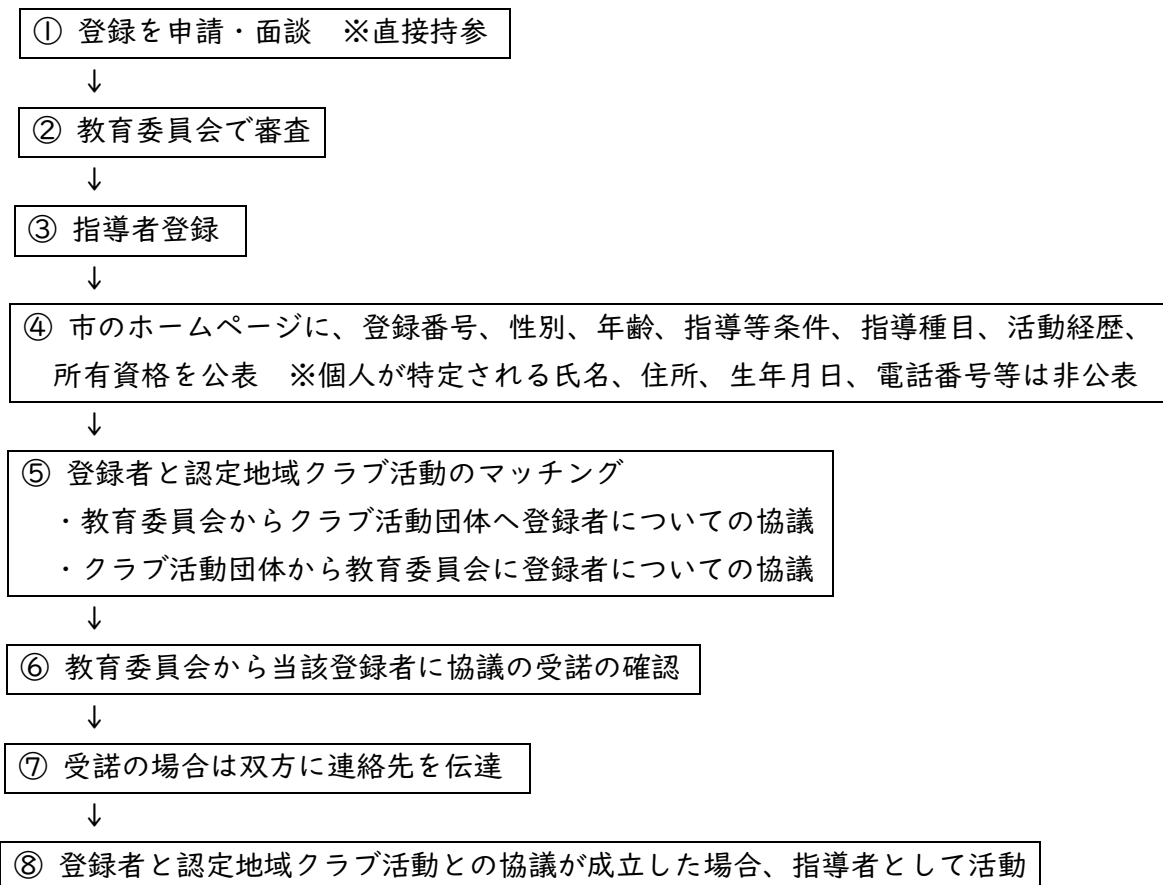
6 登録期間

5年間（登録をした日が属する年度から起算して5年を経過した年度の3月31日まで）。
なお、登録期間の5年間が経過するとき、登録者が引き続き登録を希望する場合は、登録更新の申請を行ってください。

7 登録申請方法

市のホームページで「赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書兼誓約書」（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を入力の上、教育委員会学校教育課に直接持参してください。

8 登録・マッチングの流れ



9 申請期間

随時受け付けています。 ※面談を行いますので、申請書の提出は直接持参とします。

10 その他

- (1) 提出された申請書類は返却しません。
- (2) 申請により教育委員会が取得した個人情報、人材バンクに係る事務のみ（クラブ活動とのマッチング時に使用することを含む）に使用します。
- (3) 次に掲げる場合は、登録を取り消すことがあります。
 - ア 登録者から登録の取消届の提出があった場合
 - イ 概ね1年間にわたり登録者と連絡が取れない場合
 - ウ 登録後の指導等において、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪等があるなど、指導者として不適格と認められた場合
 - エ 登録者の申請内容と「3 登録要件」に相違があることが判明した場合や、その他教育委員会が登録者として不適格と認めた場合
- (4) 登録は、指導者としての活動を保証するものではありません。

11 申請・問い合わせ先

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所第2庁舎）

赤穂市教育委員会 学校教育課

TEL：0791-43-6860（直通）、FAX：0791-43-6895

メール：kyosidou@city.ako.lg.jp

※窓口受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く。）

（※注1）

【赤穂市暴力団排除条例 第2条】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - （ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

- (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体という。

(※注2)

【地方公務員法 第16条】

(欠格条項)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法 第9条】

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第 1 号

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書兼誓約書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

認定地域クラブ活動指導者人材バンクへの登録を受けたいので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新規 ☐ 更新					写真 上半身・正面・脱帽 過去3か月以内に 撮影したもの	
フリガナ							
氏 名	印						
住 所	〒						
生年月日	年 月 日	年 齢	歳	性 別			
連 絡 先	TEL : (携帯) (自宅) E-mail :						
勤 務 先	住所 : 名称 :						
勤務先からの承認	☐ 了承済み ☐ 事業主のため確認不要 ☐ その他 ()						
指導可能な競技等							
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数						
	指導団体・年数						
保有資格・免許							
指導可能なレベル ※ 複 数 回 答 可	☐ 初心者 (目安: はじめて取り組む) ☐ 中級者 (目安: 経験年数1～3年以内程度) ☐ 上級者 (目安: 県大会上位進出レベル)						
指導可能な地域	☐ 制限無し ☐ 県内 ☐ 市内 ☐ () 地区内 ☐ その他 ()						
指導可能な時間帯	☐ 平日 (曜日の : ~ :) ☐ 土曜午前 ☐ 土曜午後 ☐ 日曜午前 ☐ 日曜午後 ☐ 祝日						
指導者報酬の要否	☐ 報酬を希望する ☐ 可能であれば報酬を希望する ☐ 報酬は不要						
	※報酬を希望する場合の金額 _____円/月						
志 望 理 由							

上記の申請に当たり、別記の事項を遵守することを誓約します。

別記

- 1 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自ら当該行為を行わないとともに、参加生徒同士の当該行為も許しません。
- 2 次の各号のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 赤穂市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
 - (3) 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者